

## 蒲郡市予防接種健康被害調査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、蒲郡市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員9人以内をもって組織する。

- (1) 蒲郡市医師会長
- (2) 蒲郡市医師会の代表者
- (3) 愛知県豊川保健所長
- (4) 蒲郡市民病院の代表者
- (5) 市職員

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、蒲郡市医師会長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、健康被害が発生した場合に市長が設置し、審議終了後、解散するものとする。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見等の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月19日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。